

帝京大学・帝京大学短期大学 外為法令に基づく特定類型該当者の申告に係る規程

(目 的)

第1条 本規程は、帝京大学・帝京大学短期大学安全保障輸出管理規程を補足して、居住者に対して技術の提供を行う場合の安全保障輸出管理に係る必要事項を定める。

(申告義務)

第2条 帝京大学および帝京大学短期大学（以下、あわせて「本学」という）に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員（常勤であるか非常勤であるかを問わない）は、自身が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の1（3）サ①または②に該当することとなった場合には、別紙様式の誓約（申告）書を遅滞なく提出しなければならない。

附 則

1 この規程は、2022（令和4）年4月30日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための
特定類型該当性に関する誓約(申告)書

学校法人帝京大学 御中

年 月 日

住所

氏名

私は、学校法人帝京大学が「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。以下、役務通達という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、学校法人帝京大学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当することについて、下記のとおり誓約(申告)いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

!

(ご参考)

役務通達 1(3)サ 抜粋

取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、特定の外国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。なお、次の①から③までに掲げる居住者(自然人に限る。)に対して技術を提供する取引は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。

①および②の内容は誓約書の本文に記載のとおり。③は経済産業省から該当する可能性があると感じた場合であり、誓約の対象外。

!

!